

## 1 鳥獣保護管理事業計画の位置づけ

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第 4 条に基づき、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（基本指針）」（法第 3 条）に即し、各都道府県知事が定めるもの。

現行の第 12 次香川県鳥獣保護管理事業計画が令和 4 年 3 月末をもって終了するため、第 13 次香川県鳥獣保護管理事業計画（第 13 次県計画）を策定する。

## 2 計画の性格

令和 3 年 10 月に国が定める「第 13 次基本指針」が作成されたことを受け、内容の変更を踏まえ、県計画の内容を変更する。

## 3 計画の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間

## 4 主な内容

- ① 鳥獣保護区や休猟区等の指定計画
- ② 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- ③ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ④ その他鳥獣保護管理事業に関する事項

## 5 主な変更

※項目横に記載の○番号は、4 主な内容の○番号に対応

### ◆ 感染症への対応に関する事項（P56～57、対照表 P24～26）④

- ・ 生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、情報収集や感染状況等に関する調査、関係部局と連携したサーベイランス（調査監視）等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に関係機関との連絡体制を整備し、地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

#### （1）高病原性鳥インフルエンザ

野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

#### （2）豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）

2018（平成 30）年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、周辺府県、関係市町、関

係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するに当たっては、県や市町から狩猟者や捕獲従事者に対し、防疫措置を徹底するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

### (3) その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

## 6 その他変更

### ◆ 市街地等に出没する鳥獣への対応（P22、対照表P11～12）②

- 近年、イノシシ、ニホンザルなどの鳥獣が市街地を含む人里に出没する機会が増え、人との軋轢が深刻化している。鳥獣の出没を抑制して被害を軽減するとともに、地域個体群を安定的に維持していくためには、人と鳥獣のすみ分けを図ることを目的に地域を区分して、施策等を実施していくゾーニング管理に取り組むことが重要である。

市街地等への出没を減少させるためには、市街地等に接する里地里山等の環境管理、出没リスクに応じた住民への適切な情報提供が必要である。また、イノシシなどの鳥獣が市街地等に出没した際には、多くの関係者が連携して速やかに対応する必要があるため、関係者間の連絡体制をあらかじめ構築しておくとともに、各関係者の役割分担を明確化し、対応方針を定めておく。

### ◆ 捕獲許可した者への指導（P31、対照表P13～14）②

- 豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物の処理を行うよう指導する。
- また、被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

### ◆ 錯誤捕獲の防止（P31、対照表P14）②

- 錯誤捕獲を防止するため、頻繁にわなを見回ること、わなを設置した付近でカモシカの生息が確認された場合にはわなを移動する等のわなの適正な使用の徹底を図るとともに、錯誤捕獲した場合の対応について指導する。事業実施者は、カモシカの生息地において、わなによる捕獲を行う場合には、錯誤捕獲した場合の放獣体制及び放獣場所を事前に整備・決定しておくなど、安全な放獣に努める。

### ◆ 狩猟者の確保（P51、対照表P21）④

- 狩猟者の高齢化が続いている中、捕獲技術等を十分に有した狩猟者の育成及び確保が喫緊の課題となっている。このため、狩猟の役割について普及啓発や狩猟免許取得を促進するための取組みを一層進めるとともに、免許取得後の狩猟者の技術向上等に向けた方策についても充実させるよう努める。